



花いっぱい運動「花壇コンクール」参加者募集

今年から参加部門に「プランターの部」を追加し、花壇を所有していない人や個人の参加がしやすくなり、より身近なものになりました。多くのみなさんの参加をお待ちしています。山陽小野田市を花いっぱいのまちにしましょう。

◎参加資格 市民、市内の教育機関(幼稚園、保育園を含む)、企業、各種団体

◎部門および資格

●花壇の部 花壇面積が6.6㎡(2坪)以上の個人、企業、各種団体等

●プランターの部 標準的なプランター10個以上の個人、企業、各種団体等

●学校・幼稚園・保育園の部

※花壇、プランターのどちらもある場合、花壇の面積が6.6㎡以上であれば花壇の部への参加となります。また、教育機関の場合は、花壇、プランターのい

ずれも学校・幼稚園・保育園の部への参加となります。なお、花壇の植栽に関する規定はありません。

◎申込期限 8月14日(水)

◎申込方法 社会教育課、各公民館、山陽総合事務所地域活性化室に備え付けの申込書に記入し提出(FAXでも可)
※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

◎審査 9月上旬

※花の生育状況により前後することがあります。参加者には後日お知らせします。

◎各賞 部門ごとに最優秀賞、また、部門にこだわらず優秀賞を表彰します。その他、受賞しなかった人(団体)の中から審査委員賞を表彰します。なお、受賞者には賞品を用意します。

〈問い合わせ・申込先〉社会教育課 (☎ 82・1203 FAX 84・8691)



知っておきたい障がい福祉制度

◎自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患により通院されている人の通院医療費の一部を助成する制度です。

◎対象 通院による治療を継続的に必要とする程度の病状にある精神疾患またはてんかんを有する人

◎給付内容 指定医療機関における診察、薬剤、訪問看護に係る医療費

◎利用負担 原則として医療費の1割

※世帯の所得や疾病に応じて、1か月当たりの負担に限度額が設定されます。また、世帯の所得が一定以上(市町村民税所得割235,000円以上)の場合は、「重度かつ継続」に該当する場合に限り対象となります。

◎申請手続 申請書、印判、健康保険証、指定医師の診断書を提出

※診断書は、再認定の申請であって、前回の治療方針に変更がなく有効期限内に申請する場合は、2年に1度の提出になります。

※1月1日現在に他の市区町村に住んでいた人は、その市区町村の発行する所得課税証明書が必要です。

◎申請窓口

●高齢障害課障害福祉係

●山陽総合事務所市民窓口課国保福祉係

有効期間は1年です。有効期限の3か月前から更新の申請手続きができます。また、有効期限内でも、住所、氏名、医療保険、利用する医療機関等に変更があった場合は変更申請が必要です。

〈問い合わせ先〉高齢障害課 (☎ 82・1170)